

富士見市議会の概要

令和8年度版



富士見市議会

富士見市議会の概要 掲載の内容について

令和8年4月1日時点における情報を原則として掲載した。

その他、以下のとおり掲載した。

第1章 市の概要

1 地勢	「統計ふじみ」の内容より、発行時の最新情報を抜粋して掲載
------	------------------------------

第2章 議会のあらまし

1 議員数	発行時の最新情報を掲載
3 議会の組織	
5 本会議及び委員会の開催状況及び付議件数	前年（暦年）1月～12月の内容を掲載
9 意見交換会	
10 議員研修	

資料編

資料1 市長提出議案一覧及び審議結果	前年（暦年）1月～12月の内容を掲載
資料2 議員提出議案一覧及び審議結果	
資料3 請願・陳情一覧及び審議結果	
資料4 歴代の正副議長	発行時の最新情報を掲載
資料5 議員名簿	
資料6 議場内議席図	
資料7 議会棟平面図	

目 次

市章・沿革・市の木・市の花・市のマスコットキャラクター・市の鳥	1
富士見市民憲章	2
人間尊重宣言都市	2
スポーツ振興健康増進都市宣言	3
富士見市非核平和都市宣言	3
環境にやさしい都市宣言	4
富士見市ゼロカーボンシティ宣言	4

第1章 市の概要

1 地勢

(1) 富士見市の位置と地勢	5
(2) 気象	6
(3) 市役所の所在地	6

2 人口及び世帯数

(1) 人口及び世帯の推移	7
(2) 国籍・地域別外国人住民数の推移	7

3 財政

(1) 年度別各会計当初予算の推移	8
(2) 一般会計当初予算歳入比較表	9
(3) 一般会計当初予算歳入財源別比較表	10
(4) 一般会計当初予算歳出比較表	11
(5) 一般会計当初予算歳出性質別比較表	12

4 行政組織図	13
---------	----

第2章 議会のあらまし

1 議員数

(1) 議員定数	15
(2) 議員定数会派等別議員数	15
(3) 年齢別・当選回数別議員数	15

2 議会費及び議員報酬等

(1) 議会費予算	16
(2) 議員報酬の推移	16
(3) 議員期末手当	16
(4) 費用弁償等	16
(5) 政務活動費	17

3	議会の組織	
(1)	組織図	18
(2)	常任委員会	18
(3)	議会運営委員会	18
(4)	特別委員会	19
(5)	協議等の場	19
(6)	その他の会議	19
(7)	議会事務局	20
4	議会運営（定例会の基本的な流れ）	21
5	本会議及び委員会の開催状況及び付議件数	
	◎本会議	
(1)	開催状況	24
(2)	市長提出付議事件数	24
(3)	議員提出付議事件数	25
(4)	市政一般質問及び諸要件	25
(5)	請願・陳情件数及び諸要件	25
	◎委員会	
(1)	開催状況	27
(2)	行政視察	27
(3)	委員会研修	28
6	会議録	28
7	議会映像インターネット配信	29
8	議会報	29
9	意見交換会	30
10	議員研修	31

<資料編>

資料1	市長提出議案一覧及び審議結果	32
資料2	議員提出議案一覧及び審議結果	41
資料3	請願・陳情一覧及び審議結果	45
資料4	歴代の正副議長	46
資料5	議員名簿	49
資料6	議場内議席図	50
資料7	議会棟平面図	51
資料8	富士見市議会基本条例	52

市章の由来

富士山に見える市ということで市章の中央に富士をおき、周囲に3本の川（荒川、新河岸川、柳瀬川）と旧3か村（鶴瀬村、南畑村、水谷村）の合併を意味した円を配し、富士見を象徴したものです。



沿革

明治22年4月	町村制が施行され、鶴瀬、南畑、水谷の各村が発足
昭和31年9月30日	鶴瀬、南畑、水谷の3村が合併して富士見村が発足
昭和39年4月1日	富士見村が町制を施行し、富士見町が発足
昭和47年4月10日	富士見町が市制を施行し、富士見市が発足

市の木『けやき』

けやきは、古くから富士見市に自生しており、現在においても市内でよく見かけます。成長が早く雄大な樹姿は、富士見市の発展との結びつきを感じさせます。

また、昔は一本のけやきが一家の生計を救うこともあったという貴重な木でもあります。

市の花『ふじ』

優雅さと気品をそなえており、ひとつひとつの花が集まって咲く様子が、人と人との語り合いや団結を感じさせ、富士見市民がひとつひとつの花のように思われます。

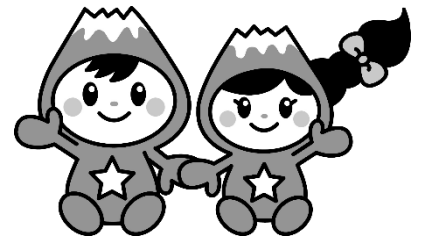
市のマスコットキャラクター『ふわっぴー』

市制施行40周年記念事業のマスコットキャラクターのデザイン募集にて、143点の応募の中から選ばれたキャラクターです。平成24年4月10日に行われた市制施行40周年記念式典で市民のみなさんの前に初登場しました。

富士見市の魅力をひとりでも多くの方に知っていただけるように、元気な笑顔で活動していきます。

「ふわっぴー」は、富士見市に住む4才の双子の兄妹。

おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんの6人家族で、農業をして暮らしています。畑では野菜や果物をたくさん作っています。



市の鳥『かわせみ』

かわせみは、市内を流れる新河岸川、柳瀬川、びん沼川などの水辺でよく見られ、頭から背中にかけて翡翠（ひすい）色、お腹はオレンジ色をしている色鮮やかな鳥です。

また、くちばしは小魚などを捕まえるために大きく、その姿は愛嬌（あいきょう）があり、誰からも愛され、親しまれる鳥です。

未来に向かってキラリとかがやき続ける市をイメージし、自然愛護のシンボルとしてもふさわしいことなどから、市の鳥に定められました

富士見市民憲章

わたくしたちは、自然のめぐみと永い伝統にはぐくまれた人情豊かな富士見市民です。これからも、希望にもえて未来をひらく富士見市民であることに誇りをもち、ふるさとの限りない発展としあわせをねがい、ここに市民の心がまえとして、たゆまず努力することをめざし、この憲章を定めます。

1. なによりも、人の心といのちを大切にすまちをつくりましょう。
1. 自然を愛し、緑ゆたかな明るいまちをつくりましょう。
1. 健康で仕事にはげみ、しあわせな家庭をつくりましょう。
1. きまりを守り、助けあい、平和なまちをつくりましょう。
1. 教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。

昭和57年4月10日 市制施行10周年記念制定

人間尊重宣言都市

富士見町教育目標「人間尊重」

1. からだと心の健康を高めよう。
2. 自分をたいせつにするとともに他人を尊重しよう。
3. 個性をよりよく生かし社会のために役だてよう。

<決議文>

われわれは、前代未聞の終戦といういたいたしい事実直面してからここに20年、経済は成長し、表面上の文化は向上したかに見えるが、人間価値観のより所を失った中老年層、その精神的混乱の中に育った青少年、若年層は極めて利己的となり、ものごとに対して、すべて物資中心に判断する傾向さえも生じてきた。

今こそわれわれは、人間永遠の幸福のために、憲法にも教育基本法にも強く唱われている「人間尊重」の精神を、全町民の共同の生活目標とし、老も若きも男も女も、町民一人一人にこの精神を理解体得させ、真の民主主義をこの精神の上に打ち立て、人間のあるべき姿を基本とした真の幸福を、富士見町民全体の意志において築き上げなければならない。

上記、趣旨に基づき、富士見町議会は全町民を代表し、当町を「人間尊重の町」とすることをここに宣言する。

昭和41年9月13日決議

富士見町議会

スポーツ振興健康増進都市宣言

(昭和 51 年 12 月 22 日決議 富士見市議会)

豊かな緑と太陽、健康な心とからだをめざし、健康で明るいまちづくりは、市民みんなの願いです。

私たち富士見市民のひとりひとりがすすんでスポーツに親しみ、スポーツを通しておたがいの交流と連帯の輪をひろげ、健康増進運動を進めることを誓い、ここにスポーツ振興健康増進都市の宣言をします。

昭和 52 年 9 月 30 日 富士見市

富士見市非核平和都市宣言

(昭和 59 年 6 月 16 日決議 富士見市議会)

私たちは、何よりも家庭の平和を願い、世界の平和を願っています。

しかし地球をおおっている核兵器は、世界の平和と安全を脅かしています。

私たちは、広島・長崎の過ちを再び繰り返させてはなりません。

私たちは、平和憲法を大切にし世界中の人びとと手をつなぎ核をもつすべての国に「今すぐ核兵器を捨てよ」と訴えます。

この市民の声と願いを非核平和都市富士見市の宣言とする。

昭和 62 年 7 月 19 日 富士見市

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。
私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。
私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。
私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。
私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成 12 年 4 月 10 日 富士見市

富士見市ゼロカーボンシティ宣言

～ 市民・事業者・行政の協働による脱炭素社会の実現に向けて ～

富士見市では、平成 12（2000）年 4 月 10 日に「環境にやさしい都市宣言」を行い、市民・事業者・行政が一丸となって、自然環境の保全に取り組んできました。

特に、ごみ減量化の取り組みでは、市民や事業者の地道な努力により、埼玉県内の市では、1 人 1 日当たりのごみ排出量の少なさは、常に最上位となっています。

このような中、近年、地球温暖化の影響とみられる異常気象による災害が国内外で多発しており、気候危機というべき深刻な状況にあります。

2018 年に公表された気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、2015 年に合意されたパリ協定を踏まえ、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされ、政府においても、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

富士見市においては、地球温暖化という一刻の猶予もない課題に対し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの更なる推進が求められています。

2050 年は遠い未来ではありません。水と緑に恵まれた暮らしやすいこの富士見市を、次世代にしっかりと引き継ぐため、市民・事業者・行政の協働により、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和 4 年 4 月 10 日 富士見市

第1章 市の概要

1 地勢

(1) 富士見市の位置と地勢

富士見市の広域的な位置



北緯	35度51分24秒
東経	139度32分57秒
海拔	4~25 m
東西	7.0 km
南北	6.8 km
面積	19.77 km ²

本市は、埼玉県の南東部に位置し、県都さいたま市をはじめ、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町に接している。面積は19.77平方キロメートルで、県全体の面積に対する割合は0.52パーセントとなっている。

地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地によって大きく2分されているが、さらに台地部は、諸河川によって分断され、それぞれが独立した小台地を構成している。南西部の洪積層からなる武蔵野台地は、明治、大正初期には、台地林が帯状に連続した、いわゆる武蔵野の雑木林が広がっていたが、現在は大半が住宅地と畑作地帯となっている。北東部の沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と江戸時代から大正時代まで、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川の2つの1級河川を擁する水田地帯となっている。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代の水害を防ぐための河川改修によるものである。旧荒川はびん沼川としてその面影をわずかに残している。

地質をみると、台地は風積の火山灰からなる赤土（ローム）でおおわれている一方、低地の主部は黒泥層が広く分布している。また、低地には氷河期後の海面上昇により約5500年前に縄文海進とよばれるように海が広がり、台地縁辺部には多くの貝塚等の遺跡が残存している。

(2) 気象(令和7年「統計ふじみ」より)

年間平均気温	16.7℃
最高気温	40.1℃
最低気温	-2.6℃
年間降水量	679.5mm

(3) 市役所の所在地

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1



2 人口及び世帯数

(1) 人口及び世帯の推移

(各年10月1日現在 単位：人)

年	総数	男	女	世帯数
昭和31年(3村合併)	10,844	5,403	5,441	1,853
39年(町制施行)	20,164	10,106	10,058	4,930
47年(市制施行)	61,650	31,067	30,583	17,700
平成元年(1989)	93,632	47,534	46,098	31,068
5年(1993)	94,939	48,262	46,677	33,498
10年(1998)	98,762	50,021	48,741	37,113
15年(2003)	103,954	52,532	51,422	41,428
20年(2008)	104,139	52,457	51,682	43,867
25年(2013)	108,306	54,184	54,122	47,448
30年(2018)	111,055	55,029	56,026	51,105
令和3年(2021)	112,382	55,261	57,121	53,621
4年(2022)	112,847	55,364	57,483	54,313
5年(2023)	113,165	55,530	57,635	55,128
6年(2024)	113,387	55,668	57,719	55,923
7年(2025)	113,615	55,694	57,921	56,672

(市民課)

(2) 国籍・地域別外国人住民数の推移

(各年10月1日現在 単位：人)

国籍・地域	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
韓国及び朝鮮	237	242	255	252	242
中国及び台湾	1,145	1,168	1,175	1,188	1,212
ブラジル	34	37	34	32	29
フィリピン	373	373	395	407	409
米国	34	35	34	48	48
その他	892	1,031	1,245	1,629	1,901
総数	2,715	2,886	3,138	3,556	3,841

(市民課)

※平成24年7月9日から外国人住民の方も住民基本台帳に載ることになりました。

3 財政

(1) 年度別各会計当初予算の推移

(単位：千円)

年度会計名		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般会計		37,796,911	39,038,934	40,663,624	43,606,743	46,469,228
特別会計	国民健康保険	10,161,920	9,755,684	9,490,871	9,359,236	9,404,991
	後期高齢者 医療事業	1,476,260	1,505,956	1,691,286	1,693,718	1,892,199
	介護保険	7,754,204	8,073,065	8,568,665	8,780,535	9,191,840
	鶴瀬駅西口 土地区画 整理事業	298,356	184,957	246,461	106,306	222,249
	鶴瀬駅東口 土地区画 整理事業	1,183,787	363,220	390,223	406,459	330,934
	公共用地 先行取得事業	200,000	—	—	—	—
企業会計	水道事業	2,692,271	2,569,564	2,595,520	2,311,759	3,082,566
	下水道事業	3,062,110	3,382,585	3,305,957	3,213,081	3,080,746
合計		60,536,165	64,625,819	64,873,965	66,952,607	73,674,753

(各種予算書より)

※企業会計の数値は、収益的支出と資本的支出を合算した数値

(2) 一般会計当初予算歳入比較表

(単位：千円、%)

款	令和8年度 当初予算額 A	構成比	令和7年度 当初予算額 B	構成比	増減率 A/B
市税	17,613,186	37.9	17,223,575	39.5	2.3
地方譲与税	210,624	0.5	208,972	0.5	0.8
利子割交付金	44,000	0.1	18,000	0.0	144.4
配当割交付金	242,000	0.5	119,000	0.3	103.4
株式等譲渡所得割交付金	258,000	0.6	226,000	0.5	14.2
法人事業税交付金	165,000	0.4	150,000	0.3	10.0
地方消費税交付金	2,700,000	5.8	2,500,000	5.7	8.0
ゴルフ場利用税交付金	4,000	0.0	2,000	0.0	100.0
環境性能割交付金	1,000	0.0	50,000	0.1	▲ 98.0
地方特例交付金	200,000	0.4	150,000	0.3	33.3
地方交付税	4,750,000	10.2	4,530,000	10.4	4.9
交通安全対策特別交付金	8,500	0.0	11,000	0.0	▲ 22.7
分担金及び負担金	484,289	1.0	433,696	1.0	11.7
使用料及び手数料	314,853	0.7	286,544	0.7	9.9
国庫支出金	9,765,871	21.0	9,325,960	21.4	4.7
県支出金	4,027,137	8.7	3,626,597	8.3	11.0
財産収入	72,496	0.2	46,153	0.1	57.1
寄附金	50,000	0.1	35,836	0.1	39.5
繰入金	1,526,984	3.3	1,661,495	3.8	▲ 8.1
繰越金	250,000	0.5	250,000	0.6	0.0
諸収入	520,188	1.1	766,215	1.8	▲ 32.1
市債	3,261,100	7.0	1,985,700	4.6	64.2
歳入合計	46,469,228	100.0	43,606,743	100.0	6.6

(3) 一般会計当初予算歳入財源別比較表

(単位：千円、%)

区分		令和8年度当初予算額		令和7年度当初予算額		増 減		
		金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	金額 (A)-(B)	増減率	
自主財源	市税	17,613,186	37.9	17,223,575	39.5	389,611	2.3	
	財産収入	72,496	0.2	46,153	0.1	26,343	57.1	
	使用料及び手数料	314,853	0.7	286,544	0.7	28,309	9.9	
	その他	分担金及び負担金	484,289	1.0	433,696	1.0	50,593	11.7
		寄附金	50,000	0.1	35,836	0.1	14,164	39.5
		繰入金	1,526,984	3.3	1,661,495	3.8	▲134,511	▲8.1
		繰越金	250,000	0.5	250,000	0.6	0	0.0
		諸収入	520,188	1.1	766,215	1.8	▲246,027	▲32.1
		小計	2,831,461	6.0	3,147,242	7.3	▲315,781	▲10.0
	計	20,831,996	44.8	20,703,514	47.6	128,482	0.6	
依存財源	地方交付税	4,750,000	10.2	4,530,000	10.4	220,000	4.9	
	国庫支出金	9,765,871	21.0	9,325,960	21.4	439,911	4.7	
	県支出金	4,027,137	8.7	3,626,597	8.3	400,540	11.0	
	市債	3,261,100	7.0	1,985,700	4.6	1,275,400	64.2	
	その他	利子割交付金	44,000	0.1	18,000	0.0	26,000	144.4
		地方消費税交付金	2,700,000	5.8	2,500,000	5.7	200,000	8.0
		ゴルフ場利用税交付金	4,000	0.0	2,000	0.0	2,000	100.0
		地方譲与税	210,624	0.5	208,972	0.5	1,652	0.8
		交通安全対策 特別交付金	8,500	0.0	11,000	0.0	▲2,500	▲22.7
		地方特例交付金	200,000	0.4	150,000	0.3	50,000	3.3
		配当割交付金	242,000	0.5	119,000	0.3	123,000	103.4
		株式等譲渡 所得割交付金	258,000	0.6	226,000	0.5	32,000	14.2
		環境性能割交付金	1,000	0.0	50,000	0.1	▲49,000	▲98.0
		法人事業税交付金	165,000	0.4	150,000	0.3	15,000	10.0
		小計	3,833,124	8.3	3,434,972	7.7	398,152	11.6
計	35,637,232	55.2	22,903,229	52.4	2,734,003	11.9		
歳入合計	46,469,228	100.0	43,606,743	100.0	2,862,485	6.6		

(4) 一般会計当初予算歳出比較表

(単位：千円、%)

款	令和8年度 当初予算額 A	構成比	令和7年度 当初予算額 B	構成比	増減率 A/B
議会費	248,541	0.5	248,870	0.6	▲0.1
総務費	7,622,332	16.5	6,262,839	14.4	21.7
民生費	23,840,889	51.3	22,572,761	51.8	5.6
衛生費	2,869,459	6.2	3,001,062	6.9	▲4.4
労働費	4,394	0.0	5,153	0.0	▲14.7
農林水産業費	152,309	0.3	137,256	0.3	11.0
商工費	123,361	0.3	124,787	0.3	▲1.1
土木費	2,992,539	6.4	3,465,350	7.9	▲13.6
消防費	1,433,059	3.1	1,363,429	3.1	5.1
教育費	4,399,137	9.4	3,729,052	8.6	18.0
災害復旧費	1	0.0	1	0.0	0.0
公債費	2,733,207	5.9	2,646,183	6.1	3.3
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳出合計	46,469,228	100.0	43,606,743	100.0	6.6

(5) 一般会計当初予算歳出性質別比較表

(単位：千円、%)

性質	令和8年度当初予算額		令和7年度当初予算額		増 減	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	金額 (A) - (B)	増減率
義務的経費	25,157,716	54.2	23,902,492	54.8	1,255,224	5.3
人件費	6,924,304	14.9	6,673,606	15.3	250,698	3.8
扶助費	15,500,205	33.4	14,582,703	33.4	917,502	6.3
公債費	2,733,207	5.9	2,646,183	6.1	87,024	3.3
投資的経費	4,062,185	8.7	2,569,531	5.9	1,492,654	58.1
普通建設事業費	4,062,184	8.7	2,559,530	5.9	1,492,654	58.1
補助事業費	424,590	0.9	105,549	0.2	319,041	302.3
単独事業費	3,637,594	7.8	2,463,981	5.7	1,173,613	47.6
災害復旧事業費	1	0.0	1	0.0	0	0.0
その他の経費	17,249,327	37.1	17,134,720	39.3	114,607	0.7
物件費	8,126,930	17.5	7,627,045	17.5	499,885	6.6
維持補修費	159,893	0.3	159,490	0.4	403	0.3
補助費等	5,335,024	11.5	5,731,719	13.1	▲396,695	▲6.9
積立金	616,533	1.3	578,906	1.3	37,627	6.5
貸付金	2	0.0	89	0.0	▲87	▲97.8
繰出金	2,960,945	6.4	2,987,471	6.9	▲26,526	▲0.9
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳出合計	46,469,228	100.0	43,606,743	100.0	2,862,485	6.6

4 行政組織図

(令和8年4月1日現在)

部等	課等	G・係	主な業務 ○は出先施設等、●指定管理制度により運営
危機管理監	危機管理課		防災、災害対策、国民保護、その他の危機管理 ○新河岸川河川水防センター
総務部	総務課 (選挙管理委員会)	法規・情報公開G 契約検査G 統計・庶務G 選挙G	条例規則、情報公開、個人情報保護、契約、入札、工事検査、統計、選挙
	秘書課		秘書、渉外、広聴
	職員課	人事・人材育成G 給与・厚生G	人事、定員管理、給与、研修、福利厚生
	公共施設マネジメント課	公共施設マネジメントG 財産管理G	公共施設マネジメント、庁舎管理
	営繕課		市有建築物の営繕
	新庁舎整備室		新庁舎整備
政策財務部	政策企画課		重要施策の総合調整、総合計画、地方分権、民間活力の活用、総合教育会議
	財政課		予算編成、財政計画
	シティプロモーション課	魅力発信G 広報G	シティプロモーション、広報、まちづくり寄附、地域資源の活用、観光
	ICT推進課	運用・管理G DX推進G	情報政策の企画立案、社会保障・税番号制度、オープンデータの提供、ビッグデータの活用
	くらし応援給付金室		くらし応援給付金の支給
協働推進部	協働推進課	協働・交通安全G 町会G 防犯G	町会、コミュニティの推進、地域まちづくり協議会、市民参加・協働、NPO、防犯、交通安全 ○市立集会所
	文化・スポーツ振興課	文化芸術・国際交流G スポーツG	文化芸術、スポーツ、多文化共生、国際交流 ●市民文化会館キラ☆ふじみ、●市民総合体育館、 ○運動公園・第2運動公園・びん沼公園ミニ野球場
	人権・市民相談課		人権、男女共同参画、市民相談、消費生活 ○ふじみ野交流センター、○ピアザ☆ふじみ、○鶴瀬西交流センター、○みずほ台コミュニティセンター、●針ヶ谷コミュニティセンター
市民部	市民課 (出張所)	管理係 市民係 戸籍係 マイナンバー交付係	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、住居表示、一般旅券の発給、個人番号カード ○南畑出張所、○水谷出張所、○西出張所(サンライトホール)、○水谷東出張所、 ○みずほ台出張所、○ふじみ野出張所
	保険年金課	国保税係 健康保険係 年金係 後期高齢者医療係	国民健康保険、国民年金、高齢者医療
	税務課	諸税係 市民税係 土地係 家屋係	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、各種税証明
	収税課	管理G 徴収処分G	市税・国民健康保険税の収納・徴収、納税証明
子ども未来部	子育て支援課	子育て政策G 手当医療G	子育て支援の総合調整、少子化対策、いじめ防止等対策、子どもに係る医療・手当、ひとり親家庭等の福祉
	保育課	保育係 放課後児童係	保育所等、放課後児童クラブ、児童館 ○公立保育所(6ヶ所) ●関沢児童館、●諏訪児童館、●ふじみ野児童館、●放課後児童クラブ
	子ども未来応援センター	総務G 母子保健G 子ども未来応援(計画推進)G 子ども相談・支援G 子育て支援センターG	妊娠・出産・子育てに係る総合相談、母子保健、子どもの貧困、児童虐待、 ファミリーサポートセンター、子育て支援センター
	○みずほ学園(通園療育G、地域療育G)		

市長 副市長

健康福祉部	福祉政策課	福祉政策係 保護第1係 保護第2係 経理係 福祉給付金係	福祉施策の企画・総合調整、地域福祉、生活保護 ●市民福祉活動センター	
	高齢者福祉課	庶務係 介護保険係 地域包括ケア係 高齢者支援係	高齢者の福祉、介護保険、高齢者の権利擁護、老人クラブ ●老人福祉センター	
	障がい福祉課	給付係 相談支援係	障がい（児）者福祉、障がい者の手当・医療費の支給、障がい者の虐待、障がい者の差別解消	
	健康増進センター	保健予防係 健康づくり支援係 介護予防係	保健指導、食育推進、介護予防、がん検診、自殺予防、歯科口腔保健、感染症等予防 ○高齢者いきいきふれあいセンター	
経済環境部	産業経済課		商工業、地域経済対策、企業誘致、買物支援、多様な働き方、勤労者福祉	
	農業振興課（農業委員会）	農政G 農地G	農業振興、土地改良事業、地産地消 ○南畑ふれあいプラザ	
	環境課	環境保全係 資源・リサイクル係	環境保全、地球温暖化防止、公害防止、資源循環、ごみの減量化、犬の登録及び狂犬病予防	
都市整備部	都市計画課	都市計画G 公共交通G	都市計画、公共交通	
	まちづくり推進課	まちづくりG 公園・緑地G	土地区画整理、シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーン、水谷調節池の周辺整備、緑地の保全、公園、湧水、生産緑地 ●びん沼自然公園	
	鶴瀬駅周辺地区整備事務所	総務G 工事G	鶴瀬駅西口土地区画整理事業、鶴瀬駅東口土地区画整理事業	
建設部 (水道事業管理者)	道路治水課	総務G みずとまちG 境界管理・占用G	道路・河川、防犯灯、放置自転車対策 ●市立自転車駐車場 ○市立自動車駐車場	
	建築指導課	建築指導・住宅G 開発指導G	建築確認、開発許可、住宅、空家・空き地対策	
	下水道課	庶務経理G 事業推進G	公共下水道、排水設備工事、荒川右岸流域下水道	
	水道課	庶務G 施設G 給水G	給水、水道料金、浄水場・配水場	
会計管理者	会計室		現金・有価証券の出納・保管、決算の調整、支出等の審査	
< 議 会 >	事務局		市議会に関すること	
< 教育委員会 >	教育長 — 教育部	教育政策課	総務企画G 施設管理G 施設整備G	教育委員会会議、人事、教育行政の重要施策の企画・総合調整、学校施設の維持管理
		生涯学習課	生涯学習G 図書館G 文化財G	生涯学習、青少年健全育成、文化財保護 ●中央図書館、●図書館ふじみ野分館、●図書館鶴瀬西分館
		学校教育課	管理G 指導G 学務・保健G	学校教育、通学区域の指定、通学路設定
		教育相談室		教育相談、適応指導教室
		○鶴瀬公民館、○南畑公民館、○水谷公民館、○水谷東公民館、○水子貝塚資料館（管理G・学芸G）、○難波田城資料館（管理G・学芸G）、○学校給食センター ○小学校（11校）、中学校（6校）、○特別支援学校		
< 監 査 委 員 >	事務局		併任（監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会）	
< 公平委員会 >				
< 固定資産評価審査委員会 >				

第2章 議会のあらまし

1 議員数

(1) 議員定数

条例定数	現員数
21	21

※条例定数の議決日：平成16年11月30日

※議員の任期：令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

(2) 議員定数会派等別議員数

会派等	議員数	うち女性議員数
21・未来クラブ	5	0
草の根	5	2
公明党	4	2
日本共産党	4	2
無会派（立憲）	1	0
無会派（日本維新の会）	1	0
無会派（国民民主党）	1	0

(3) 年齢別・当選回数別議員数

平均年齢：52.95歳

年齢	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
61歳以上		1		1			1	3
56～60歳		3	2	1	1			7
51～55歳			1	2		1		4
46～50歳	1	1		1				3
41～45歳				1	1			2
36～40歳								0
31～35歳				1				1
30歳以下	1							1
計	2	5	3	7	2	1	1	21

2 議会費及び議員報酬等

(1) 議会費予算

単位：千円

節	金額
報酬	97,801
給料	25,107
職員手当等	60,054
共済費	32,637
報償費	92
旅費	1,765
交際費	350
需用費	3,913
役務費	55
委託費	13,930
使用料及び賃借料	4,383
備品購入費	0
負担金、補助金及び交付金	8,454
計	248,541

(2) 議員報酬の推移

(単位：円)

改定日付(適用)	議長	副議長	議員
平成11年12月1日	441,000	391,000	370,000
平成21年12月1日	440,000	390,000	369,000
平成30年4月1日	450,000	400,000	379,000

(3) 議員期末手当

6月	12月	年間	加算措置
2.175か月	2.175か月	4.35か月	20%

(4) 費用弁償等

①各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査費

常任委員会：1人50,000円、議会運営委員会：1人10,000円

②議会・委員会出席費用弁償の廃止

2,400円 → 平成19年4月1日廃止

③公務出張の際の日当の廃止

議長2,300円、副議長・議員2,200円 → 平成19年4月1日廃止

(5) 政務活動費

①根拠条例

富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（令和4年12月27日条例第29号）

②会派及び会派に所属しない議員1人当たりの政務活動費の推移

（単位：円）

改定日付（適用）	年額
平成13年4月1日	120,000
平成15年4月1日	200,000
平成19年4月1日	240,000

3 議会の組織

(1) 組織図

市議会	常任委員会	総務常任委員会 文教福祉常任委員会 建設環境常任委員会 予算決算常任委員会
		議会運営委員会
	特別委員会	庁舎整備に関する特別委員会
	協議等の場	広報広聴委員会 災害時対応検討委員会 (富士見市議会災害対策会議)
	その他の会議	全員協議会 会派代表者会議

(2) 常任委員会

名称	定数(人)	所管事項
総務	7	危機管理課、総務部、政策財務部、市民部、会計室、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項(予算決算常任委員会が所管する事項を除く。)並びに他の常任委員会に属さない事項
文教福祉	7	子ども未来部、健康福祉部及び教育委員会に関する事項(予算決算常任委員会が所管する事項を除く。)
建設	7	協働推進部、経済環境部、都市整備部、建設部及び農業委員会に関する事項(予算決算常任委員会が所管する事項を除く。)
予算決算	21	予算及び決算に関する事項

(3) 議会運営委員会

①定数

6人(令和7年4月9日改正)

②所管事項

- ・会期及び議事日程に関する事項

- ・ 会議における議事進行に関する事項
- ・ 議会の選挙に関する事項
- ・ 議案及び請願、陳情等の取り扱いに関する事項
- ・ 議会運営に関する特定事項の調査研究
- ・ その他議会運営につき必要と認めた事項

③委員の選出基準

所属議員が4人までの会派は1人の委員を、5人以上は2人の委員を選出できる。

(4) 特別委員会

常任委員会及び議会運営委員会のほかに、特定の事項を審査するために必要に応じて議会の議決を経て設置する。

現在設置されている特別委員会

- ・ 庁舎整備に関する特別委員会（令和7年4月9日設置）

(5) 協議等の場

地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う場として規定した委員会。

①広報広聴委員会

規定日	令和5年4月1日
構成	所属議員が5人以上の会派から2人、5人未満の会派から1人、会派に所属しない議員のうちから1人
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて協力員を置くことができる。協力員は、議長、副議長及び委員会の委員を除く富士見市議会議員とする。 ・ 「市議会だより編集委員会」を廃止して新たに設置した委員会

②災害時対応検討委員会

規定日	令和3年6月28日
構成	議長、副議長及び会派の代表者
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で災害が発生した場合等には、「市議会災害対策会議」として被災情報の収集及び整理、富士見市災害対策本部への情報提供等を行う

(6) その他の会議

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、協議等の場以外の会議等。

①全員協議会

行政上の問題として議会が知っていなければならない問題又は議会内部の問題として連絡調整をする必要があると認めた場合に、議長が招集し、議員全員をもって構成する。

②会派代表者会議

各会派間の連絡調整を図るため、正副議長及び会派の代表者によって構成する。議長が必要と認めるときに招集する。

(7) 議会事務局

①職員定数

6人（平成10年4月）

②職員現員数

6人（局長、次長、主幹1人、主任3人）

※その他、会計年度任用職員1人

4 議会運営（定例会の基本的な流れ）

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 請願及び陳情の締切り | ◇告示後開かれる議会運営委員会開会日の9日前（休日含む）の正午（その日が休日の場合はその前日の正午）
◇修正提出の締切り：告示日の前日の正午
※要望書は随時受付
※締切り期限以降に提出された請願及び陳情は、次の定例会で審議する |
| (2) 議会運営委員会協議会 | ・ 請願、陳情の内容確認 |
| (3) 市政一般質問の通告期間 | ・ 受付開始：告示後開かれる議会運営委員会開催日の7日前（休日等含む）から
・ 締切り：議会運営委員会の前日（告示日）の正午まで |
| (4) 告示（議会開会日の7日前） | ・ 執行部から議案書（写し）等送付
・ 議長名で招集通知（議案書配付）
◇市政一般質問通告締切り（正午） |
| (5) 議会運営委員会
（告示日の翌日） | ・ 議案、請願及び陳情、市政一般質問通告者、議案、請願及び陳情の委員会付託先、会期日程・初日の議事日程、その他諸提出物の締切り等確認
（終了後、確認された資料等を配付）
◇資料要求締切り [告示日から翌々日（休日を除く）の午後3時まで]
◇市政一般質問ヒアリング期限 [開会日以前4日以内（土・日等含まず）] |
| (6) 本会議前日 | ◇3月 一般会計当初予算総括質疑通告締切り（午後5時）
◇9月 決算審査意見書に対する質問通告締切り（午後5時）
◇請願・陳情の署名追加締切り（午後5時） |

- (7) 本会議（初日）
- ◎ 議会運営委員会
 - ・ 提出された資料及び内容の確認（当日の午前9時までに執行部から送付される）
 - ・ 一般会計当初予算総括質疑通告（3月）、監査委員の決算審査意見書に対する質問通告者（9月）、日程の確認
 - ◎ 本会議
 - ・ 開会、議会運営委員長報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議長諸報告、施政方針・教育行政方針（3月）、委員会報告（継続審査・所管事務調査）、提出案件の公表、請願及び陳情の常任委員会付託、議案内容説明
- (8) 休会（2日） （議案調査のため）
- (9) 本会議（1日～3日） ・ 議案審議、報告、付託議案の総括質疑及び常任委員会へ付託
- ※通常1日。3月は当初予算の総括質疑を「2日」追加
- (10) 予算決算常任委員会 （本会議散会后）
- 分科会の設置、各分科会への議案送付
- (11) 休会（1日） （議案調査のため）
- (12) 常任委員会・分科会 ・ 議案、請願及び陳情の審査
- （総務・文教福祉・建設環境） ※案件等により変更あり＞
- （1日目） ※3月及び9月は当初予算及び決算の審査があるので1委員会（分科会含む）2日間を予定
- （2日目） ◇議員提出議案（素案）の締切り（市政一般質問初日の前日の午後5時）
- (13) 本会議（市政一般質問） 原則1日4人（午前2人、午後2人）
- ◇所管事務調査の申出締切り（午後5時）
- (14) 議会運営委員会 ・ 議員提出議案（意見書、決議案等）素案の検討
- (15) 本会議（市政一般質問）

(16) 予算決算常任委員会

◇議員提出議案の締切り（午後5時）

(17) 休会（2日）

（議案調査のため）

(18) 本会議（最終日）

◎議会運営委員会

- ・ 議員提出議案及び日程等の確認
- ・ 次回定例会の開会日及び議会運営委員会日程等確認

◎本会議

- ・ 各常任委員会委員長審査報告
質疑・討論・採決
- ・ 議員提出議案の審議
質疑・討論・採決
- ・ 閉会

※意見書等は可決されたものを国会又は関係行政機関へ送付する。

5 本会議及び委員会の開催状況及び付議件数

◎本会議

(1) 開催状況（令和7年1月～令和7年12月）

会議	会期	会期日程	本会議日数	会議時間	傍聴者数
3月定例会	2月12日から 3月13日まで	30日間	10日間	15時間31分	113人
4月臨時会	4月9日	1日間	1日間	1時間48分	1人
6月定例会	6月3日から 6月25日まで	23日間	8日間	22時間38分	71人
9月定例会	9月2日から 10月1日まで	30日間	8日間	28時間33分	74人
12月定例会	11月25日から 12月17日まで	23日間	9日間	31時間23分	100人

(2) 市長提出付議事件数（令和7年1月～令和7年12月）

①種類別

地方自治法第96条第1項第1号（条例の制定・改廃）	40件
“ 第2号（予算）	27件
“ 第3号（決算）	8件
“ 第4号から第14号まで	15件
“ 第15号	23件
その他すべての議案（諮問等含む）	1件
小計	114件
報告案件	12件
合計	126件

②議決形態別

原案可決（承認、認定、同意等を含む）	114件
修正可決	0件
否決（不認定含む）	0件
継続審査	0件
審議未了・廃案	0件
撤回	0件
合計	114件

（報告案件12件を含まない）

(3) 議員提出付議事件数（令和7年1月～令和7年12月）

①種類別		②議決形態別	
条例	2件	原案可決	10件
規則	0件	決定（選任、指定、当選）	0件
意見書	23件	修正可決	0件
決議	0件	否決	15件
その他	0件	継続審査	0件
合計	25件	審査未了・廃案	0件
		取下げ・撤回	0件
		合計	25件

(4) 市政一般質問及び諸要件（令和7年1月～令和6年12月）

会議	所要日数	質問者数
3月定例会	5日	19人
6月定例会	5日	19人
9月定例会	5日	17人
12月定例会	5日	19人
合計	20日	74人

通告期間は、定例会を協議する議会運営委員会の開催日の7日前（休日等含む）から、議会運営委員会の前日の正午までとする。

- ①質問順序は、質問通告書の受付順とし、順序の変更は認めない。
- ②質問の通告内容は、詳細にする。
- ③質問時間は、答弁の時間を含めて、1人60分以内とする。
- ④1回目の質問は、登壇して一括で行う。
- ⑤2回目以降の質問は、質問席からの一問一答方式とする。
- ⑥質問回数の制限はしない。

(5) 請願・陳情件数及び諸要件（令和7年1月～令和7年12月）

①請願・陳情件数

区分	採択	不採択	審議未了	議決不要	取下げ	翌年度へ継続	計
請願	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件
陳情	1件	8件	0件	0件	0件	0件	9件

②請願・陳情の提出要件及び取扱い等

- (1) 請願・陳情の提出締切日は、定例会を協議する議会運営委員会の開催日の9

日前（休日含む）の正午までとする。ただし、その日が休日の場合は、その前日の正午までとする。

- (2) 請願には紹介議員（1人以上）の署名を必要とする。
- (3) 請願を付託する委員会の委員は、紹介議員とならない。
- (4) 請願・陳情書には、趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所及び氏名（団体の場合にはその名称並びに代表者の住所及び氏名）を記載し、請願・陳情者が署名又は記名押印をする。
- (5) 鉛筆で記入された署名やコピーされた署名簿は無効とする。
- (6) 複数人による請願・陳情は、代表者を定め「外○人」とし、代表者の署名又は記名押印をし、署名簿を付ける。
- (7) 提出は1部とする。
- (8) 内容の変更は原則認めない。ただし、提出後、字句等の誤りによる訂正がある場合は、定例会開会日の2日前（休日を除く）までに、請願・陳情訂正願を議長あてに提出することとする。
- (9) 紹介議員の追加及び署名者の追加については、例外として議会開会の前日の午後5時までとする。
- (10) 道路・下水道等に関するものは、市道第〇〇号線などと明記し、位置や区間等をわかりやすく表示した「略図」を付ける。
- (11) 請願・陳情は、原則として所管の常任委員会に付託する。
- (12) 結論は、「採択」か「不採択」のいずれかとし、「みなし採択」はしない。
- (13) 郵送された陳情は要望書扱いとし、議員に写しを配付する。

③請願・陳情の取扱い基準

富士見市議会では請願・陳情の取扱いとして基本的に委員会に付託し審査をするが、議会運営委員会において全会一致で下記の「陳情の取扱い基準」に該当すると判断された陳情及び郵送による陳情については、委員会に付託せず議員に配付のみとする。

ただし、議会運営委員会からの指摘事項に基づき提出者が修正をした場合は、委員会に付託することとする。

【陳情の取扱い基準】

- (1) 要望等がすでに達成されているもの
- (2) 1つの陳情に2つ以上の要旨が含まれるもの
- (3) 明確に市の事務や市議会の権限に属さないもの（国、県の権限に属する事項。ただし、県等への要望と明記されているものはその限りではない。）
- (4) 議会の判断（議会の議決）がなされた後、現議員の同一任期内で、当該議決がなされた定例会を除き、4回の定例会が経過していない同趣旨と認められるもの
- (5) 私人間において解決すべき内容が含まれているもの

- (6) 市長、職員、議員の身分に関するもの
- (7) 裁判で係争中または調停中のもの
- (8) 特定の個人や団体等を誹謗、中傷し、名誉棄損、信用失墜の恐れがあると判断したもの
- (9) 脅迫、恐喝等、公序良俗に反する用語の使用があるもの
- (10) その他、議長が議会の審査になじまないと判断したもの

◎委員会

(1) 開催状況（令和7年1月～令和7年12月）

委員会名	開催回数			付託案件数		傍聴者数
	会期中	閉会中	計	議案	請願・陳情	
総務 常任委員会	5	1	6	19	8	21
文教福祉 常任委員会	5	1	6	18	0	28
建設環境 常任委員会	7	1	7	21	2	1
予算決算 常任委員会	8	1	9	42	0	0
議会運営 委員会	15	5	20	0	0	0
庁舎整備に関する 特別委員会	5	1	6	0	0	0
合計	45	10	54	91	10	50

(2) 行政視察（令和7年1月～令和7年12月）

委員会名	行政視察テーマ	実施日	視察先
総務常任 委員会	若者の声を届ける選挙について	10月7日（火）	大阪府豊中市
	駅での期日前投票所の設置について	10月8日（水）	三重県桑名市
文教福祉	子どもの意見を反映する取組に	10月9日（木）	宮城県富谷市

常任委員会	ついて	10月10日(金)	宮城県石巻市
建設環境 常任委員会	上下水道について	10月7日(火)	愛知県豊田市
		10月8日(水)	愛知県豊橋市
議会運営 委員会	庁舎整備に関わる議会エリアについて	8月5日(火)	東京都清瀬市 埼玉県新座市
		8月19日(火)	東京都春日部市

(3) 委員会研修(令和7年1月～令和7年12月)

委員会名	研修テーマ	実施日	講師
総務常任 委員会	埼玉県における投票率向上に関する取組について	8月6日(水)	埼玉県選挙管理委員会職員
文教福祉 常任委員会	子どもの意見を反映する取組について	8月6日(水)	子ども未来部子育て支援課職員
建設環境 常任委員会	富士見市の上下水道について	7月17日(木)	建設部水道課・下水道課職員

6 会議録

本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会では、録音機器による録音を行い、会議録の作成を業者に委託している。

会議録検索システムが市議会のホームページから閲覧可能となっている。

①本会議会議録

- ・原本のほか、配付用及び閲覧用を作成し、各会派をはじめ図書館、市の出先機関(図書コーナー)、国立国会図書館、埼玉県立図書館に配付している。
- ・原本及び閲覧用会議録は、事務局にて保管している。

②委員会会議録

- ・原本のほか、閲覧用1部を作成している。
- ・原本及び閲覧用会議録は、事務局にて保管している。

7 議会映像インターネット配信

①開始時期

平成24年3月定例会から実施（平成23年12月定例会は試行的に実施）

②概要

- ・富士見市議会のライブ映像及びVOD（ビデオ・オン・デマンド）映像の作成とインターネットを通じたストリーミング配信を業者に委託している。
- ・映像中継の対象は定例会本会議及び臨時会本会議。
- ・平成28年4月からスマートフォン・タブレット・PCでの閲覧を可能とした。
- ・ライブ映像及びVOD映像のインターネット配信は、それぞれ100件の同時アクセスが可能。
- ・VOD映像のインターネット配信は、当該会議終了後5日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に配信している。
- ・カメラは議場内に3台設置されており、タッチパネル操作に連動して話者を自動撮影している。
- ・令和6年6月定例会から議会映像のライブ字幕表示を実施している。

③議会映像配信の利用状況（過去5年間）

	録画（平均件数）	ライブ（平均件数）
令和3年	2,619 (7)	4,977 (165)
令和4年	1,220 (3)	5,316 (156)
令和5年	2,248 (6)	8,064 (224)
令和6年	2,323 (6)	8,356 (246)
令和7年	3,444 (9)	9,009 (250)

※平均件数について

- ・録画は合計件数を1日当たりで算出したもの
- ・ライブは合計件数を本会議開催日数当たりで算出したもの

8 議会報

①名称

富士見市議会だより

②編集機関

広報広聴委員会

③沿革

- ・昭和52年6月10日創刊
- ・第28号（昭和58年4月25日発行）から総務常任委員会が編集

- ・第91号（平成9年7月25日発行）からA3判（製本・右とじ）に変更
- ・第119号（平成16年4月25日発行）から全ての挿入写真がフルカラー化
- ・第126号（平成18年1月20日発行）から発行日を20日に変更
- ・第187号（令和3年5月20日発行）から市議会だより編集委員会が編集
- ・第195号（令和5年5月20日発行）から広報広聴委員会が編集

④規格

- ・A3判（製本・右とじ）フルカラー
- ・3月定例会報告は8ページ構成
- ・6月、9月、12月定例会報告は4ページ構成

⑤主な掲載項目

1 ページ目

…特集記事等

2～3 ページ目

…市政一般質問（質問者が規定の範囲内で寄稿）

4 ページ目

…議案等審議結果（議員賛否一覧）、主な議案の審議結果、請願、陳情の審議結果、可決された意見書、決議等

※8ページ構成の場合、上記の他に一般会計予算に対する討論、議会の活動報告などを掲載する。改選期は臨時会の報告や新議員の紹介などを掲載する。

⑥発行回数

年4回（発行日 5月20日、8月20日、11月20日、2月20日）

⑦配付方法

印刷業者 ⇒ 各町会長 ⇒ 各班長 ⇒ 各戸

※一部地域でシルバー人材センターに配布を委託している。

9 意見交換会（令和7年1月～令和7年12月）

実施主体	実施日	テーマ	実施場所	対象者
総務 常任委員会	12月16日 (火)	若者の声を届ける 選挙について	淑徳大学埼玉 キャンパス	淑徳大学 地域創生学部 地域創生学科の学生

10 議員研修（令和7年1月～令和7年12月）

実施日	研修テーマ	内容
11月12日 (水)	5年度の富士見市議会の姿	① 地方議会議員に必要な政策立案能力とは ② デジタルトランスフォーメーションを活用した情報収集・分析・情報発信の方法 ③ 住民参画を促す取組 ④ 「議会改革度調査」から見た富士見市議会 ※講師 一般社団法人Maniken 代表理事 中村 健 氏

資料 1

市長提出議案一覧及び審議結果（令和7年1月～令和7年12月）

会議	議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
第1回定例会	1	富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	2	富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	3	富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	4	富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	5	市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	6	富士見市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	7	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	8	富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	9	富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	10	富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び	2月12日	3月13日	原案可決

		運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について			
第1回定例会	11	富士見市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	12	富士見市立集会所条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	13	富士見市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	14	富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	15	富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	16	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例を廃止する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	17	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	18	令和6年度富士見市一般会計補正予算(第10号)	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	19	令和6年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	20	令和6年度富士見市介護保険特別会計補正予算(第2号)	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	21	令和6年度富士見市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	22	令和6年度富士見市下水道事業会計補正予算(第2号)	2月12日	3月13日	原案可決

第1回定例会	23	令和6年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	24	令和6年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	25	令和7年度富士見市一般会計予算	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	26	令和7年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	27	令和7年度富士見市介護保険特別会計予算	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	28	令和7年度富士見市後期高齢者医療事業特別会計予算	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	29	令和7年度富士見市水道事業会計予算	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	30	令和7年度富士見市下水道事業会計予算	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	31	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計予算	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	32	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計予算	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	33	富士見市道路線の廃止について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	34	富士見市道路線の変更について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	35	工事請負契約の締結について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	36	工事請負契約の締結について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	37	工事請負契約の締結について	2月12日	3月13日	原案可決
第1回定例会	38	富士見市副市長の選任について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	39	富士見市教育委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	40	富士見市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2月12日	2月14日	同意

第1回定例会	41	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	42	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	43	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	44	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	45	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	46	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	47	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	48	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	49	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	50	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	51	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	52	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	53	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	54	富士見市農業委員会委員の任命について	2月12日	2月14日	同意
第1回定例会	55	専決処分の承認を求めることについて	2月12日	3月13日	承認
第1回定例会	56	令和6年度富士見市一般会計補正予算(第11号)	3月3日	3月13日	原案可決
第1回定例会	57	工事変更請負契約の締結について	3月3日	3月13日	原案可決
第1回定例会	報告1	専決処分の報告について	2月12日	2月14日	報告
第1回臨時会	58	富士見市監査委員の選任について	4月9日	4月9日	同意
第2回定例会	59	富士見市税条例の一部を改正	6月3日	6月25日	原案可決

		する条例の制定について			
第2回定例会	60	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月3日	6月25日	原案可決
第2回定例会	61	富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月3日	6月25日	原案可決
第2回定例会	62	富士見市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月3日	6月25日	原案可決
第2回定例会	63	富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の制定について	6月3日	6月25日	原案可決
第2回定例会	64	令和7年度富士見市一般会計補正予算（第1号）	6月3日	6月25日	原案可決
第2回定例会	65	工事変更請負契約の締結について	6月3日	6月25日	原案可決
第2回定例会	66	工事変更請負契約の締結について	6月3日	6月25日	原案可決
第2回定例会	67	専決処分の承認を求めることについて	6月3日	6月25日	承認
第2回定例会	68	専決処分の承認を求めることについて	6月3日	6月25日	承認
第2回定例会	69	専決処分の承認を求めることについて	6月3日	6月25日	承認
第2回定例会	報告2	令和6年度富士見市一般会計継続費繰越計算書について	6月3日	6月6日	報告
第2回定例会	報告3	令和6年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月3日	6月6日	報告
第2回定例会	報告4	令和6年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	6月3日	6月6日	報告

第2回定例会	報告5	令和6年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	6月3日	6月6日	報告
第2回定例会	報告6	令和6年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について	6月3日	6月6日	報告
第2回定例会	報告7	令和6年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について	6月3日	6月6日	報告
第2回定例会	諮問1	人権擁護委員の推薦について	6月3日	6月6日	同意
第3回定例会	70	富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	71	富士見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	72	富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	73	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	74	富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	75	富士見市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	76	公の施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	9月2日	10月1日	原案可決

第3回定例会	77	手数料の見直し等に伴う関係 条例の整備に関する条例の制 定について	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	78	令和7年度富士見市一般会計 補正予算（第3号）	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	79	令和7年度富士見市国民健康 保険特別会計（事業勘定）補正 予算（第1号）	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	80	令和7年度富士見市介護保険 特別会計補正予算（第1号）	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	81	令和6年度富士見市一般会計 歳入歳出決算認定について	9月2日	10月1日	認 定
第3回定例会	82	令和6年度富士見市国民健康 保険特別会計（事業勘定）歳入 歳出決算認定について	9月2日	10月1日	認 定
第3回定例会	83	令和6年度富士見市介護保険 特別会計歳入歳出決算認定に ついて	9月2日	10月1日	認 定
第3回定例会	84	令和6年度富士見市後期高齢 者医療事業特別会計歳入歳出 決算認定について	9月2日	10月1日	認 定
第3回定例会	85	令和6年度富士見都市計画事 業鶴瀬駅西口土地区画整理事 業特別会計歳入歳出決算認定 について	9月2日	10月1日	認 定
第3回定例会	86	令和6年度富士見都市計画事 業鶴瀬駅東口土地区画整理事 業特別会計歳入歳出決算認定 について	9月2日	10月1日	認 定
第3回定例会	87	令和6年度富士見市水道事業 会計利益の処分及び決算の認 定について	9月2日	10月1日	原案可決 及び認定
第3回定例会	88	令和6年度富士見市下水道事 業会計利益の処分及び決算の 認定について	9月2日	10月1日	原案可決 及び認定
第3回定例会	89	工事請負契約の締結について	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	90	工事請負契約の締結について	9月2日	10月1日	原案可決

第3回定例会	91	工事請負契約の締結について	9月2日	10月1日	原案可決
第3回定例会	92	専決処分の承認を求めることについて	9月2日	10月1日	承認
第3回定例会	報告8	令和6年度富士見市一般会計継続費精算報告書について	9月2日	9月5日	報告
第3回定例会	報告9	令和6年度富士見市下水道事業会計継続費精算報告書について	9月2日	9月5日	報告
第3回定例会	報告10	令和6年度公益財団法人キラリ財団決算について	9月2日	9月5日	報告
第3回定例会	報告11	債権の放棄について	9月2日	9月5日	報告
第4回定例会	93	富士見市第6次基本構想第2期基本計画を定めることについて	11月25日	12月1日	原案可決
第4回定例会	94	富士見市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	95	富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	96	富士見市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	97	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	98	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	99	富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	100	富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	11月25日	12月17日	原案可決

第4回定例会	101	令和7年度富士見市一般会計補正予算（第4号）	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	102	令和7年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	103	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	104	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	105	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	106	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	107	公の施設の指定管理者の指定について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	108	公の施設の指定管理者の指定について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	109	富士見市道路線の認定について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	110	富士見市道路線の変更について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	111	工事変更請負契約の締結について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	112	工事変更請負契約の締結について	11月25日	12月17日	原案可決
第4回定例会	113	令和7年度富士見市一般会計補正予算（第5号）	12月17日	12月17日	原案可決
第4回定例会	報告12	専決処分の報告について	11月25日	11月28日	報告

資料 2

議員提出議案一覧及び審議結果（令和7年1月～令和7年12月）

1 意見書

議案番号	件名	議決月日	審議結果	送付先
2	高額療養費の自己負担上限額引上げの凍結を求める意見書の提出について	3月13日	原案可決	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
3	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について	3月13日	原案可決	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣 内閣府特命担当大臣
4	食料自給率向上を求める意見書の提出について	3月13日	否決	
5	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の提出について	3月13日	否決	
6	大規模災害被災者の生活と生業の再建への支援の拡充を求める意見書の提出について	3月13日	否決	
8	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について	6月25日	原案可決	内閣総理大臣 総務大臣 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

9	米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書の提出について	6月25日	原案可決	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 経済産業大臣 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 中小企業庁長官
10	消費税率の5%への引下げを求める意見書の提出について	6月25日	否決	
11	日本学術会議解体法に反対する意見書の提出について	6月25日	否決	
12	米不足と価格高騰に対する緊急対策と抜本対策を求める意見書の提出について	6月25日	否決	
13	下水道料金の引下げのために国の支援強化を求める意見書の提出について	6月25日	否決	
14	埼玉県水道料金の引上げの撤回を求める意見書の提出について	6月25日	否決	
15	選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書の提出について	6月25日	原案可決	参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣
16	生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書の提出について	10月1日	原案可決	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
17	定期的な聴力検査の機会の創設を求める意見書の提出について	10月1日	原案可決	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
18	学校の業務量に見合った教職員の定数改善計画の策定及び全国教員勤務実態調査の実施を求める意見書の提出について	10月1日	否決	
19	コメの安定供給体制の確立とコメ政策の見直しを求める意見書の提出について	10月1日	否決	
20	男女別学の埼玉県立高等学校において生徒	10月1日	原案可決	埼玉県知事

	の意見も尊重した方針を求める意見書の提出について			埼玉県教育委員会委員長
21	地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書の提出について	12月17日	否決	
22	OTC類似薬の医療保険適用継続を求める意見書の提出について	12月17日	否決	
23	OTC類似薬の医療保険適用継続を求める意見書の提出について	12月17日	否決	
24	埼玉県の福祉水準を保つことを求める意見書の提出について	12月17日	否決	
25	防衛費の対GDP比2%達成の前倒しを中止し、防衛費削減を求める意見書の提出について	12月17日	否決	

2 決議

議案番号	件名	議決月日	審議結果	備考
—	—	—	—	—

3 条例・規則等

議案番号	件名	議決月日	審議結果	備考
議第1号	富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月13日	原案可決	
議第7号	富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	4月9日	原案可決	

4 その他

議案番号	件名	議決月日	審議結果
派遣1号	議員派遣について	6月25日	派遣決定
派遣2号	議員派遣について	10月1日	派遣決定
派遣3号	議員派遣について	11月28日	派遣決定
派遣4号	議員派遣について	12月8日	派遣決定
派遣5号	議員派遣について	12月17日	派遣決定

資料3

請願・陳情一覧及び審議結果（令和7年1月～令和7年12月）

1 請願

受理番号	件名	付議月日	議決月日	審議結果
1	国に「消費税の適格請求書等保存方法（インボイス制度）廃止の意見書」の提出を求める請願	6月3日	6月25日	不採択

2 陳情

受理番号	件名	付議月日	議決月日	審議結果
1	富士見市立公民館、コミュニティーセンター、交流センター、集会所等公共施設の使用料引き上げの中止を求める陳情書	9月2日	10月1日	不採択
2	鶴瀬駅東口区画整理事業の第1号緑地の位置の変更を求める陳情	9月2日	10月1日	不採択
3	市内公共施設の使用料改定（値上げ）中止を求める陳情	9月2日	10月1日	不採択
4	鶴瀬西交流センターの使用料金の値上げ計画の撤回を求める陳情	9月2日	10月1日	不採択
5	市内公共施設の使用料金の値上げ計画の撤回を求める陳情	9月2日	10月1日	不採択
6	富士見市立公民館、コミュニティーセンター、交流センター、集会所等に類する施設の施設使用料の引き上げ条例案の中止を求める陳情書	9月2日	10月1日	不採択
7	公共施設の使用料引き上げ条例（案）については拙速な採択を避け、使用料のあり方について、市民・利用者との十分な合	9月2日	10月1日	不採択

	意形成を図ることを求める陳情			
8	公共施設使用料値上げ案の撤回を求める陳情	9月2日	10月1日	不採択
9	公民館などの高齢者控除を求める陳情	11月25日	12月17日	採 択

資料4 歴代の正副議長

議長				副議長			
代	氏名	就任	退任	代	氏名	就任	退任
1	一木 正夫	昭和 46. 4	昭和 48. 3	1	増田 八郎	昭和 46. 4	昭和 48. 3
2	島田 善吉	48. 4	49. 3	2	川上 豊作	48. 4	49. 4
3	島田 善吉	49. 4	50. 3	3	梶 初五郎	49. 4	50. 4
4	安藤 正二	50. 4	51. 4	4	増田 米造	50. 4	51. 4
5	増田 八郎	51. 4	52. 3	5	小川 春男	51. 4	52. 3
6	増田 米造	52. 4	53. 6	6	鈴木 二郎	52. 4	53. 6
7	梶 初五郎	53. 6	54. 5	7	島田 喜一	53. 6	54. 5
8	斎藤 丑五郎	54. 5	55. 4	8	渋谷 貞夫	54. 5	55. 4
9	小川 春男	55. 4	56. 3	9	萩原 庄市	55. 4	56. 3
10	星野 定太郎	56. 4	57. 5	10	田中 伊佐雄	56. 4	57. 5
11	島田 喜一	57. 5	58. 5	11	松本 満房	57. 5	58. 5
12	萩原 庄市	58. 5	59. 5	12	山田 五郎	58. 5	59. 5
13	桶田 善次郎	59. 5	60. 3	13	大澤 英雄	59. 5	60. 3
14	田中 伊佐雄	60. 4	61. 5	14	萩原 定次郎	60. 4	61. 5
15	金子 昇	61. 5	62. 6	15	浦野 清	61. 5	62. 6
16	松本 満房	62. 6	63. 6	16	村上 守	62. 6	63. 6
17	渋谷 貞夫	63. 6	平成元. 3	17	林 源吉	63. 6	平成元. 3
18	大澤 英雄	平成元. 4	2. 4	18	渋谷 儀一	平成元. 4	2. 4
19	飛田和 忠夫	2. 4	3. 5	19	渡邊 巖	2. 4	3. 5
20	吉野 一成	3. 5	4. 4	20	細谷 政雄	3. 5	4. 5
21	渋谷 儀一	4. 4	5. 3	21	金子 春男	4. 5	5. 3

22	浦野 清	5.4	6.4	22	田中 堅一	5.4	6.4
23	林 源吉	6.4	7.5	23	尾崎 清	6.4	7.5
24	新井 健	7.5	8.5	24	高野 孟	7.5	8.5
25	田中 堅一	8.5	9.3	25	梶 兼三	8.5	9.3
26	田中 伊佐雄	9.4	10.9	26	斉藤 重治	9.4	10.6
27	渡邊 巖	10.9	12.5	27	谷本 善江	10.6	11.6
				28	桑原 福治	11.6	12.5
28	斉藤 重治	12.5	13.3	29	柳田 政男	12.5	13.3
29	梶 兼三	13.4	15.3	30	星野 信吾	13.4	14.4
				31	佐藤 勝博	14.4	15.3
30	柳田 政男	15.3	17.3	32	石川 新一郎	15.3	16.3
				33	金子 茂一	16.3	17.3
31	星野 信吾	17.4	19.3	34	井上 恭子	17.4	18.3
				35	深井 平次	18.3	19.3
32	金子 茂一	19.3	21.3	36	関野 兼太郎	19.3	20.3
				37	池内 八十四郎	20.3	21.3
33	深井 平次	21.4	22.3	38	吉野 欽三	21.4	22.3
34	井上 恭子	22.3	23.4	39	鈴木 光男	22.3	23.4
35	関野 兼太郎	23.4	25.3	40	津波 信子	23.4	24.3
				41	藤屋 喜代美	24.3	25.3
36	吉野 欽三	25.4	27.3	42	根岸 操	25.4	27.3
37	津波 信子	27.3	29.3	43	尾崎 孝好	27.3	29.3
38	尾崎 孝好	29.4	31.3	44	篠田 剛	29.4	30.3
				45	八子 朋弘	30.3	31.1
39	篠田 剛	31.3	令和3.3	46	斉藤 隆浩	31.2	令和2.3
				47	田中 栄志	令和2.3	3.3
40	斉藤 隆浩	令和3.4	5.3	48	今成 優太	3.4	4.3
				49	勝山 祥	4.3	5.3
41	田中 栄志	5.3	7.3	50	深瀬 優子	5.3	7.3

42	勝山 祥	7.4	現在	51	佐野 正幸	7.4	現在
----	------	-----	----	----	-------	-----	----

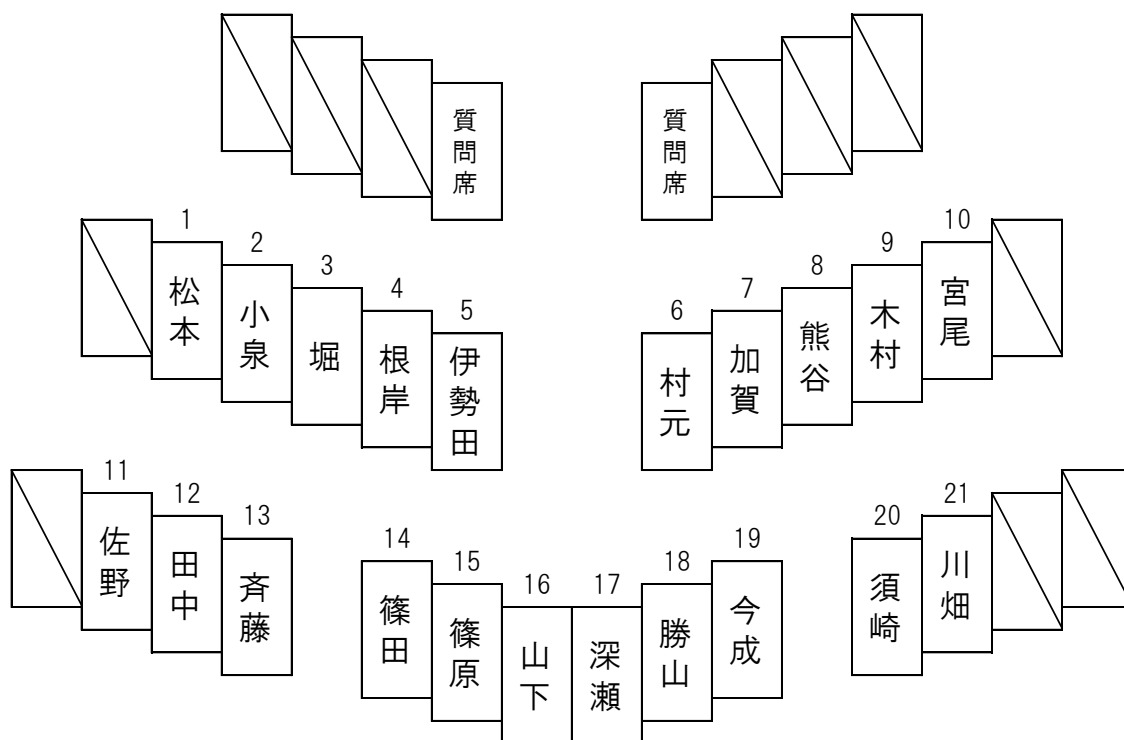
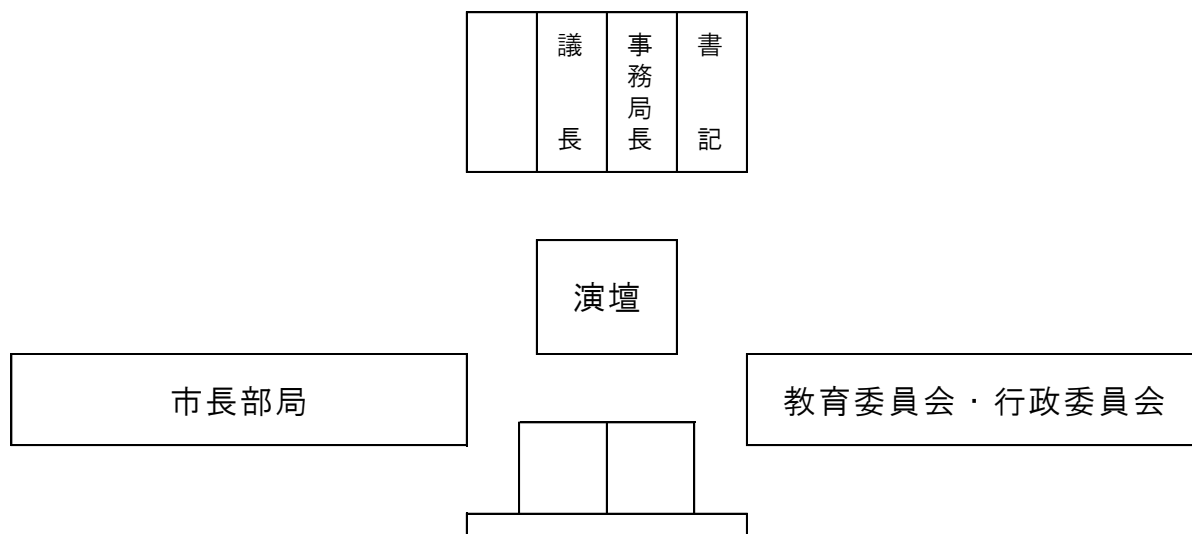
資料5 議員名簿

(令和8年4月1日現在)

議席番号	氏名	所属委員会	会派名等
1	松本 剛	総務常任委員会	21・未来クラブ
2	小泉 陽	文教福祉常任委員会	21・未来クラブ
3	堀 航大	建設環境常任委員会	無会派(国民民主党)
4	根岸 操	建設環境常任委員会	無会派(立憲)
5	伊勢田 幸正	総務常任委員会	無会派(日本維新の会)
6	村元 寛	総務常任委員会	草の根
7	加賀 奈々恵	文教福祉常任委員会	草の根
8	熊谷 麗	建設環境常任委員会	草の根
9	木村 邦憲	建設環境常任委員会	日本共産党
10	宮尾 玲	文教福祉常任委員会	日本共産党
11	佐野 正幸	建設環境常任委員会	21・未来クラブ
12	田中 栄志	文教福祉常任委員会	21・未来クラブ
13	斉藤 隆浩	総務常任委員会	21・未来クラブ
14	篠田 剛	建設環境常任委員会	公明党
15	篠原 通裕	建設環境常任委員会	公明党
16	山下 淑子	文教福祉常任委員会	公明党
17	深瀬 優子	総務常任委員会	公明党
18	勝山 祥	文教福祉常任委員会	草の根
19	今成 優太	総務常任委員会	草の根
20	須崎 悦子	文教福祉常任委員会	日本共産党
21	川畑 勝弘	総務常任委員会	日本共産党

[議員任期：令和7年4月1日～令和11年3月31日]

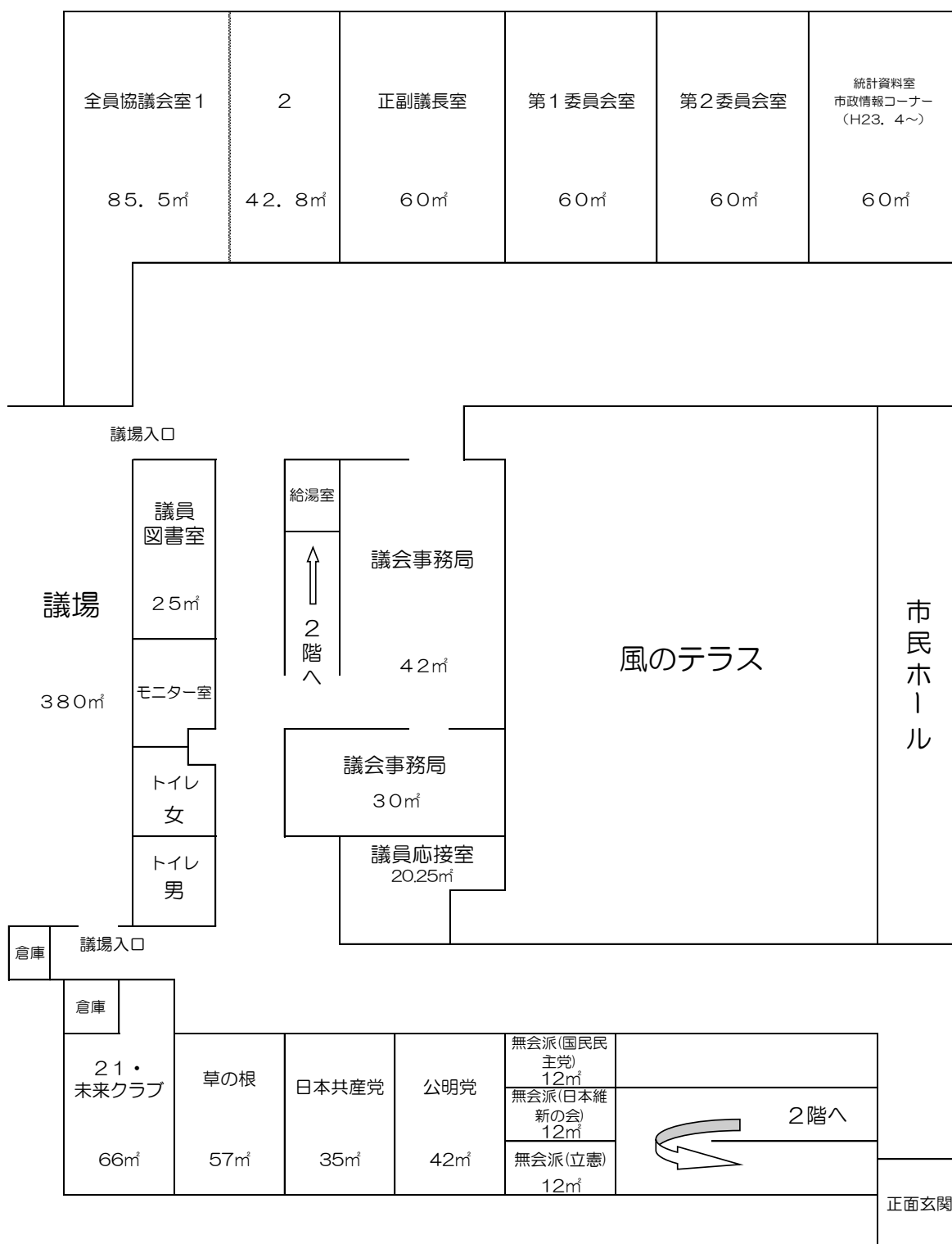
資料6 議場内議席図



* 質問席は、市政一般質問の再質問の際に使用

傍聴席 60席

資料7 議会棟平面図



資料8 富士見市議会基本条例

富士見市議会基本条例

平成23年12月21日

条例第12号

改正 平成25年2月20日条例第4号 平成29年12月27日条例第33号
令和4年3月17日条例第11号 令和4年12月27日条例第28号
令和5年3月24日条例第18号 令和8年3月18日条例第17号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）
- 第3章 市民と議会の関係（第6条）
- 第4章 議会と行政の関係（第7条—第9条）
- 第5章 自由討議の拡大（第10条）
- 第6章 政務活動費（第11条）
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条—第17条）
- 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第18条—第20条）
- 第9章 最高規範性と見直し手続（第21条・第22条）
- 第10章 雑則（第23条）

附則

地方自治体が自らの意思と責任において、組織と運営にかかわる様々なことを決定し、実行する時代を迎えています。

さらに、市民のニーズは、ますます多様化し、複雑化しており、富士見市議会が担う役割と責任はこれまで以上に大きくなっています。

議会の議員も市長も直接選挙で選ばれる二元代表制の下、富士見市議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第8条に規定された「市議会の責務」を忠実に履行し、合議制による最高意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

また、自由かつ達な議論を通じて、市政の論点を明らかにし、市政運営が適正に行われるよう調査と監視機能を果たしていくとともに、たゆまぬ自己研さんを重ねることにより、政策立案能力を高めていきます。

あわせて、徹底した情報公開により、公平性と透明性を維持し議論を進め、市民にとって、何が最善かの観点から結論を導き説明責任を十分に果たしていくとともに市民の議

会への参加を促す創意と工夫に努めます。

以上、富士見市議会は、市民の負託に全力で応えていくことを誓い、ここに富士見市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明らかにし、議会に関する基本的事項及び議会の活性化に関する事項を定めることにより、市民の負託に的確に応える議会運営を図り、もって市民福祉の向上と持続的な市勢の伸展に寄与することを目的とする。

(市民の定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価をすること。
- (4) 自由かつ達な議論を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (5) 市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めること。

(災害時の議会の対応)

第3条の2 議会は、災害時において、議会機能を的確に維持するものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 個別事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政治上の主義、理念、政策等を共有する2人以上の議員をもって構成し、活動する。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

第3章 市民と議会の関係

(市民との情報共有)

第6条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委

員会」という。)の会議を原則公開とし、市民が適切に傍聴することができるよう環境の整備に努めるものとする。

2 議会は、市民に対し、その有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。

3 議会は、市政の課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を年1回以上設けるものとする。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等の執行機関(その補助職員を含む。(以下「市長等」という。))とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議又は委員会における質疑又は質問(以下「質疑等」という。)は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑等を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対して反問することができる。

(重要な政策等の説明)

第8条 議会は、市が行う政策、施策、計画等(以下「政策等」という。)について、議会が必要であると認めるものに関し当該政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

(1) 政策等の策定に至った経緯及び理由

(2) 他の自治体に同一又は類似の政策等との比較検討

(3) 政策等の策定に至るまでの過程における市民との連携の内容

(4) 関係法令、基本構想及び基本構想に基づく基本計画との整合性

(5) 政策等の実施に要する経費(将来にわたる負担を含む。)及びその財源等

(法第96条第2項の議決事件)

第9条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等は市民に対する責任を共に担い、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

(1) 市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止

(2) 基本計画(基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止

(3) 富士見市都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議を行い、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

2 議員は、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、議員相互間の自由討議を

拡大するよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第11条 会派及び会派に所属しない議員は、富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（令和4年条例第29号）第2条に規定する政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費の収支報告書について自ら説明責任を果たすものとする。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(調査制度の活用)

第12条 議会は、議案の審議に当たっては、法の規定による専門的事項に係る調査制度、公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議員の研修の充実及び強化に努めるものとする。

(議員図書室の充実)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議員図書室の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、様々な情報媒体を活用することにより、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知するよう努めなければならない。

(情報通信技術の積極的活用)

第16条 議会は、タブレット端末等の情報機器の利用その他の情報通信技術の積極的な活用の推進により、議会及び議員の活動に資するものとする。

(議会事務局の充実)

第17条 議会は、議会の政策の立案及び形成の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務に係る機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第19条 議員の定数は、富士見市議会議員定数条例（平成14年条例第21号。以下「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

2 議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等の明

確な改正理由を付して提出するものとする。

- 3 前項の議案の提出があったときは、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第20条 議員の議員報酬は、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年条例第16号。以下「議員報酬等条例」という。)に定めるところによる。

- 2 議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して提出するものとする。

- 3 前項の議案の提出があったときは、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員がこの条例の理念を共有するため、一般選挙を経た議員の任期が開始したときは、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第22条 議会は、一般選挙を経た議員の任期が開始したとき、又は議会が必要と認めたときは、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、条例及び規則の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

第10章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第4号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則(平成29年12月27日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月17日条例第11号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第18号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月18日条例第17号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

富士見市議会の概要

発行 令和8年4月
〒354-8511
埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1
TEL 049-265-7800 (ダイヤルイン)
049-251-2711 (内線 165・166)
FAX 049-255-9637
富士見市ホームページアドレス
<http://www.city.fujimi.saitama.jp>
編集 富士見市議会事務局